

生食輸発0122第2号
平成28年1月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産くり及びとうもろこしのアフラトキシン、メキシコ産アボカドのメタミドホス、オランダ産キャベツのペンシクロン並びにフィリピン産アスパラガスのジフェノコナゾール)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成28年1月21日付け生食輸発0121第1号）により通知したところです。

今般、イタリア産くり及びとうもろこしのアフラトキシン並びにメキシコ産アボカドのメタミドホスについて、輸入時検査実績を確認した結果、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと、オランダ産キャベツのペンシクロンについて、試験品採取の方法を見直したこと、また、フィリピン産アスパラガスのジフェノコナゾールについて、残留基準値が改正されたことから、同通知の別表1を下記のとおり改正し、別紙1のとおりとし、別表2を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
くり及びその加工品（くりを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

及び

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし（粉を含む。甘味種を除く。）		アフラトキシン	別表 3 によること。	平成23年 8 月16日 付け食安発0816第 2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。

2. メキシコの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アボカド及びその加工品（簡易な加工に限る。）		メタミドホス	別表 2 の 3 によること。	平成17年 1 月24日 付け食安発第0124 001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

3. オランダの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
キャベツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ペンシクロン	別表 2 の 3 によること。	平成17年 1 月24日 付け食安発第0124 001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるペンシクロンが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
キャベツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ペンシクロン	千切り、乱切り等の細切したものと及び加工品については別表2の3に、それ以外のものについては別表2の9によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるペンシクロンが検出されるおそれがあるため。

に改める。

4. フィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.03ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。